

補助事業者の採択基準

各医療圏域にある患者情報共有システムの連携拡大により、より円滑な医療機関間の患者移行（受け渡し）を行うため、採択条件及び優先事項を設けて、補助事業を採択することとする。

1 患者情報共有システムに加入し、システムに対する情報公開（提供）施設となる医療機関を対象とする。

なお、加入（連携）する（予定も含む）医療機関が10以上であるシステムに加入（連携）する医療機関を優先する。

ただし、へき地を含む2次医療圏域内の医療機関についてはこの限りでない。

※県内の主な患者情報共有システムの例

阪 神 h-Anshin むこねっと

北播磨 北播磨絆ネット

淡 路 あわじネット など

2 地域医療支援病院を優先する。

地域医療支援病院は、かかりつけ医等を支援し、効率的な医療体制の構築を目的とする病院であり、病院とかかりつけ医等双方向の連携が期待できるため。

3 その他

応募の医療機関数が多く、予算を超える見込みの場合は、補助額を減額するなどの調整を行う場合がある。